

和歌山県監査公表21号

令和5年2月22日付け監査報告第23号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年6月2日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 簡易公開調達によらない随意契約であるにもかかわらず、簡易公開調達を行ったものと誤認したことによるものであり、現在は、合議が漏れることのないよう、契約内容の確認の徹底を図る等、適正な処理に努めている。

2 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 物品調達伺において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 備品購入費の支出負担行為において、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 決裁権者は決裁時の押印を一件一件必ず確認した上で確実にを行うとともに、担当職員は決裁が下りた後の書類を必ず確認し、もし、決裁権者の押印が無い場合は、必ず理由を確認するよう、決裁権者及び全職員に周知徹底した。 (2) 支出負担行為の決定に当たっては、会計関係諸規定において「支出負担行為等決裁・合議表」を十分に確認するよう、全職員に周知徹底した。

3 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 郵便切手類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 郵便はがきの残高の記載が漏れていた。 イ 4月1日及び四半期ごとの現物確認が行われていなかった。 ウ 受払ごとの検印が行われていなかった。 (2) 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。 (3) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 郵便切手類使用簿について、次のとおり適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。 ア 郵便切手類使用簿への記載を確実にし、複数職員で確認すること。 イ 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に則り、複数人で現物確認を行い、現物確認した者の印鑑を押印すること。 ウ 和歌山県物品管理等事務規程に則り、郵便切手類の受払ごとに検印を行うこと。 (2) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき前渡資金出納簿を作成し、適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。 (3) 本事案を例に全職員に対し、職員等の旅費に関する規則（昭和41年10月15日規則第122号）等を十分に確認した上で旅行命令を行うよう、周知徹底した。また、過支給となっている当該旅費については、返還を行った。

4 東牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 現金の取扱いにおいて、収納員の現金出納簿を備えていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 現金で手数料を収納した際には、現金収納システムによる処理を行った後出納簿を作成することとなっているにもかかわらず、今回、現金収納システムにより適切に処理を行ったが、現金出納簿の作成を失念していたものである。 今後、このようなことのないよう、収納員、担当者に対し、適正な取扱いに努めることについて指導を行った。</p>

5 東牟婁振興局串本建設部

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p> <p>注意事項 (1) 昨年度に引き続き、証紙徴収実績簿において、証紙の消印担当者でない職員が消印を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 砂利採取計画認可申請手数料に係る過貼付の証紙の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 過貼付等通知書により納入者に通知していなかった。 イ 還付請求をしない旨の意思表示があったにもかかわらず、申請書欄外にその旨が記載されていなかった。 ウ 過貼付等整理台帳が作成されていなかった。</p> <p>(3) 管理事務所浴室修繕契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 過払の原因は、県による契約の解除漏れ、県発注工事における電気容量の変更申請手続漏れ及び道路を町へ移管する際の照明灯の電気契約引継ぎ漏れであり、これらの過払分については、返還請求に向けて電力会社及び町と協議を行っている。 また、道路保全課により作成された「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に従って毎月の電気料金のチェックを行い、再発防止に努めているところである。</p> <p>注意事項 (1) 昨年度に引き続き、証紙消印担当者でない者が消印を行っている書類が確認されたということを重く受け止め、部内全職員に職場研修を実施して適正な事務処理について周知徹底し、再発防止を図っている。</p> <p>(2) 今回の注意を受け、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）及び和歌山県証紙取扱要領（昭和48年3月27日付け第38号副知事等通知「和歌山県証紙取扱要領の制定について」別添）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底するとともに、事務処理に際しては複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 契約保証金免除に際しての過去2か年以内の複数の実績という要件を、過去2か年度以内の実績と誤認していたことによるものであり、和歌山県財務規則、契約保証金の取扱いについて（平成25年3月1日付け会第834号会計局会計課長通知）等の関係例規等に基づき、適正に事務処理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底し、再発防止を図っている。</p>

6 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>指摘事項 工事の特記仕様書において、受注者が電力受給手続を行うものである旨を明記するとともに、供用開廢の審査表に電力契約等に係る諸手続に関するチェック項目を新たに設け、旧県道の市町への移管の際の確認漏れを防ぐようにしたほか、事務処理を適正かつ確実にできるよ</p>

<p>注意事項</p> <p>(1) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 新宮港テント等設置業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない相手方との契約を実績としていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>う、職員の確認体制を徹底することとした。</p> <p>その他、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき、適正な事務処理に努めている。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 起案時に和歌山県使用料及び手数料条例に規定された算定額の根拠を明確に記載するとともに相互のチェック体制を強化し、再発防止に努めるよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>料金の算定誤りについては、使用料の再算定額を相手方に通知し、差額の請求を受けた段階で過納分を還付した。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）、契約保証金の取扱いについて等関係例規等を十分確認した上で、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 事業活動を行うことにより発生したごみは、事業系ごみ（産業廃棄物・事業系一般廃棄物）として法に基づいた処理を行う必要があることを関係職員に周知徹底し、令和4年度分については適正に処理を行った。</p>
---	--

7 県立なぎ看護学校

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 役務費筆耕翻訳料の支出負担行為について、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていなかったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 備品購入費の支出負担行為において、集中調達外にもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

8 県立新翔高等学校

監査実施年月日 令和4年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>需用費修繕料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、改めて関係職員に周知徹底した。</p>